

## 持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度（認定医療法人制度）の申請を検討している医療法人のみなさま

移行計画認定制度（認定医療法人制度）は令和2年9月30日で一旦、期限を迎えるため、申請を検討している医療法人のみなさまにおいては、可能な限り下記の期限までに申請書を提出いただきますようお願いいたします。

### 申請書提出期限 令和2年7月31日（金）まで

- ①上記期限までに提出された申請書のうち、認定要件を満たし、9月30日までに認定できる場合は、移行計画の認定を行います。
- ②相続が発生した場合は、相続税の申告期限（10ヶ月）までに認定を受ける必要がありますので、申請を検討している場合は早期に提出いただきますようお願いいたします。

※令和2年10月1日以降の移行計画認定制度の延長については、現在調整中ですので、追ってお知らせいたします。

#### 【問い合わせ先】

厚生労働省医政局医療経営支援課

担当：縄稚（ナチ）、伊藤、石原

電話：03-3595-2261(直通)

# 持分なし医療法人への移行計画の認定制度（H29年医療法等の一部を改正する法律）

## 1. 現状と対応

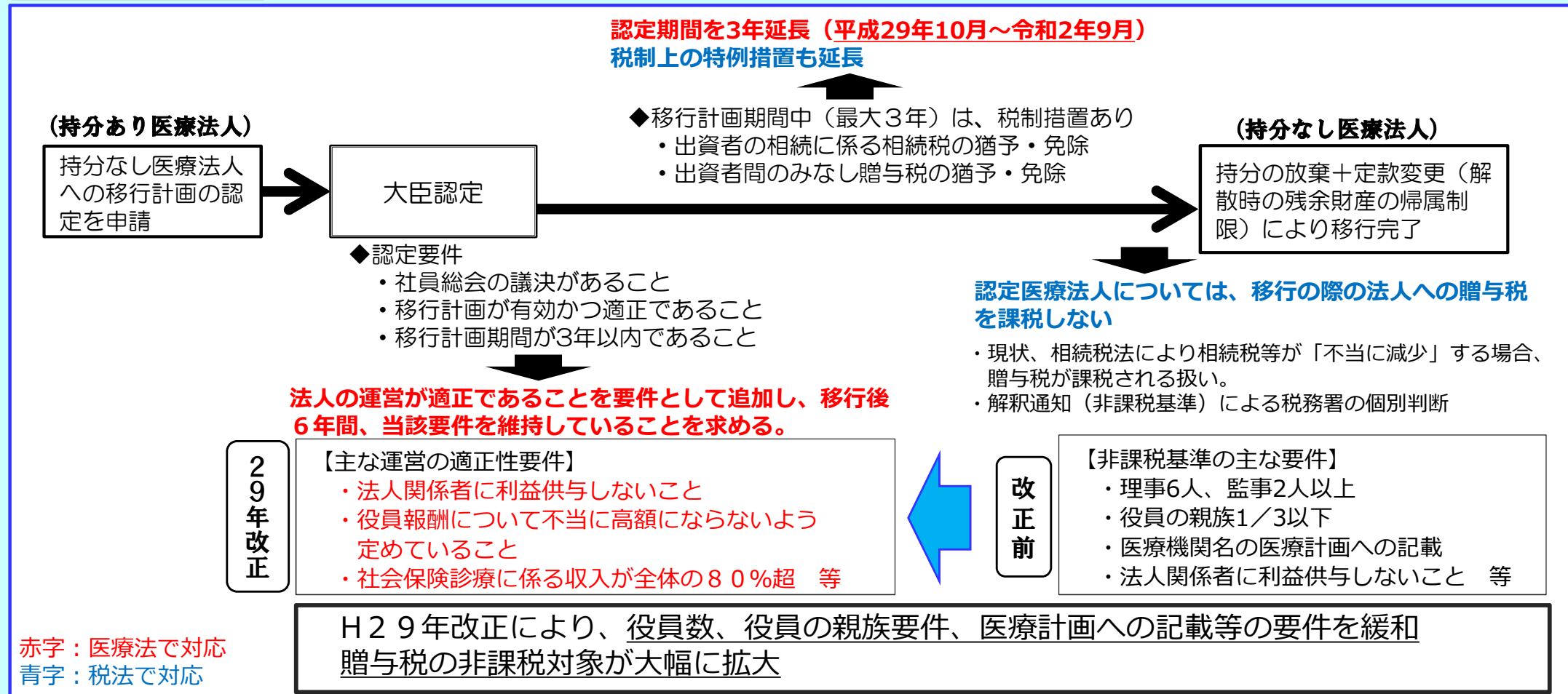
- 法人財産を持分割合に応じて出資者へ分配できる「持分あり医療法人」は、平成18年医療法改正以降、新設を認めず（※1）、「持分なし医療法人」への移行を促進

※1：持分あり医療法人では、出資者の相続が発生すると相続税支払いのため払戻請求が行われるなど法人経営の安定について課題がある。

- 「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行計画を国が認定する制度を設け、相続税猶予等の税制措置を実施。この認定期間が、平成29年9月までとなっていたことから延長（※2）【医療法改正・税制改正】

※2：約5万の医療法人のうち8割が持分あり医療法人。

## 2. 制度の内容



赤字：医療法で対応

青字：税法で対応